|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  住所等変更届出書許可証等亡失届出書許可証等再交付申請書  　鹿児島県知事　殿 | | | | | |
| 住　　所 | | （〒　　　　―　　　　　）  電話番号　　　　　―　　　　― | | | 収　入　証　紙 |
| ふりがな | |  | | |
| 氏　　名 | |  | | |
| 生年月日 | | 年　　月　　日　生 | | |
| 職　　業 | |  | | |
| （該当項目の□に***レ***印を付す）  □　住所・氏名等に係る区分の変更届出書（※１）  下記のとおり住所等の変更をしたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第46条第１項、第61条第４項）又は同法施行規則（第７条第11項、第７条第12項、第11条の２第９項、第13条の９第５項、第13条の９第６項、第15条第６項、第20条第５項、第24条第５項、第42条第５項、第46条の２第５項）の規定により届け出ます。  □　対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届出書（※２）  下記のとおり変更があったので、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第９条第５項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第４項の規定により届け出ます。  □　亡失届出  下記のとおり狩猟免状等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（第７条第13項、第７条第14項、第11条の２第10項、第13条の９第７項、第15条第７項、第20条第６項、第24条第６項、第42条第６項、第46条の２第６項、第50条、第65条第10項）の規定により届け出ます。  □　再交付申請  下記のとおり狩猟免状等を亡失（滅失、汚損、破損）したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第９条第９項、第15条第７項、第19条第６項、第24条第６項、第35条第８項、第46条第２項、第61条第５項）又は同法施行規則（第11条の２第７項、第13条の９第４項、第46条の２第４項）の規定により狩猟免状等の再交付を申請します。 | | | | | |
| 狩猟免状等の種類 | | | | （該当項目の□に***レ***印を付す）  □狩　猟　免　状　　□狩猟者登録証　　□狩猟者記章　　□鳥獣の捕獲等許可証  □従　事　者　証　　□承認証（対象狩猟鳥獣）　　□指定猟法許可証  □鳥獣飼養登録票　　□販売許可証　　　□承認証（特定猟具使用）  □指定管理鳥獣捕獲等従事者証　□麻酔銃猟許可証 | |
| 番号 | | | |  | |
| 交付年月日 | | | | 年　　　月　　　日 | |
| 変更・亡失年月日 | | | | 年　　　月　　　日 | |
| ※１ | 変　更　事　項 | | | （該当項目の□に***レ***印を付す）  　□住所　 □氏名　 □職業　　□銃砲所持許可証番号及び交付年月日  　□使用しようとする猟具　　　□狩猟免許の効力停止 | |
| 変更内容 | | 旧 |  | |
| 新 |  | |
| ※２ | 変　更　事　項 | | | （該当項目の□に***レ***印を付す）  　□対象鳥獣捕獲員となった。　　　□当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった。 | |
| 亡失又は再交付の理由 | | | |  | |
| （注）１　不要な文字は抹消し、該当項目の□に***レ***印を付すこと。  ２　※１印の欄は、住所・氏名等の変更届出を行おうとする場合に限って記入すること。  なお、変更届には、住所、氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写等）を添付すること。  （届出書の提出に際して上記書類の提示を行うことでも足りる。）  ※２印の欄は、対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となった場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の届け出に限って記入すること。  ３　法人の場合は、住所欄は主たる事務所の所在地を、氏名の欄は名称と代表者名を記入すること。 | | | | | |
| 備考　この様式は、九州各県の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。 | | | | | |